

茨城県における海区漁業調整委員会委員候補者の評価に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が茨城県における海区漁業調整委員会の委員候補者評価委員会設置要綱第2条に基づき行う海区漁業調整委員会の委員募集に応じた者（以下「委員候補者」という。）の評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価方法)

第2条 評価委員会は、次に掲げる手順に基づき資格の確認及び評価を行うものとする。

- (1) 茨城県における海区漁業調整委員会の委員選任等に関する要綱第2条及び第4条の要件を満たす者であること。
- (2) 別表に掲げる評価項目について、評価基準に基づき、推薦又は応募により提出された書類をもとに、委員候補者を評価する。
- (3) 前2号の結果を参酌しながら、漁業法（昭和24年法律第267号）及び漁業法施行規則（昭和25年政令第30号）の規定により、漁業者又は漁業従事者が営む漁業の種類、操業区域及び住所又は事業場を有する地区並びに委員の年齢及び性別に著しい偏りが無いよう配慮し、総合的に評価する。

2 委員長が必要と認める場合は、委員候補者の面接を行い、当該面接の結果を踏まえることができる。

(報告)

第3条 評価委員会は、前条により評価を行った後、委員候補者の評価結果を知事に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和2年10月19日から施行する。ただし、令和2年11月30日までの間は「漁業法」とあるのは「漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)による改正後の新漁業法」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和6年11月28日から施行する。

(別表)

漁業者委員の評価基準

評価項目	評価基準
漁業に関する識見	茨城県の漁業(茨城海面または霞ヶ浦北浦)に関する知識及び知見や、漁業経験に基づき漁業現場に精通しているか
職務の適切な遂行能力	漁業団体・漁業者からの信頼があり、各漁業地域または全県域での協調性・指導力、調整能力があるか
女性の参画促進	被推薦者・応募者の性別
その他	委員になろうとする理由の明確性・意欲・適性など
	年齢などを考慮する

学識委員の評価基準

評価項目	評価基準
漁業に関する識見	茨城県の漁業(茨城海面または霞ヶ浦北浦)に関する知識及び知見があるか
職務の適切な遂行能力	法令に基づく判断力や客観的な判断力があるか、専門分野での信頼性があるか
専門分野での貢献	資源管理・漁家経営などの専門性をどの程度有しているか、水産関係法令に熟知しているか
女性の参画促進	被推薦者・応募者の性別
その他	委員になろうとする理由の明確性・意欲・適性など
	年齢・住所などを考慮する

中立委員の評価基準

評価項目	評価基準
漁業に関する識見	茨城県の漁業(茨城海面または霞ヶ浦北浦)に関する知識及び知見があるか
職務の適切な遂行能力	法令に基づく判断力や客観的な判断力があるか、専門分野での信頼性があるか
公平性・中立性	一定の専門分野において、幅広い知識・経験をもち、その経験から公平・中立な意見をのべることができるか
女性の参画促進	被推薦者・応募者の性別
その他	委員になろうとする理由の明確性・意欲・適性など
	年齢・住所などを考慮する